

議事日程第4号

平成23年12月12日(月)

第1 議案上程(議案第102号から第108号まで及び議案第110号から  
第120号まで)

質疑、常任委員会付託

第2 議案上程(議案第109号)

質疑、常任委員会付託

第3 予算特別委員会付託

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員(18人)

1番 三浦桂寿	2番 佐藤誠	3番 畠山富勝
4番 船橋金弘	5番 三浦利通	6番 佐藤巳次郎
7番 吉田直儀	8番 中田敏彦	9番 蓬田信昭
10番 安田健次郎	11番 米谷勝	12番 高野寛志
13番 古仲清紀	14番 土井文彦	16番 中田謙三
17番 戸部幸晴	19番 笹川圭光	20番 吉田清孝

---

欠席議員(1人)

15番 小松穂積

---

議会事務局職員出席者

事務局長	江畑英悦
副事務局長	目黒重光
局長補佐	木元義博
主査	武田健一

---

地方自治法第121条による出席者

市長	渡部 幸男	副市長	伊藤 正孝
教育長	杉本 俊比古	監査委員	湊 忠雄
総務企画部長	佐藤 誠一	市民福祉部長	加藤 謙一
産業建設部長	三浦 源蔵	企業局長	佐藤 稔
総務企画課長	小玉 一克	船川港記念事業推進室長	大坂谷 栄樹
財政課長	田原 剛美	税務課長	杉本 光
生活環境課長	齊藤 豊	子育て支援課長	天野 綾子
福祉事務所長	加藤 透	農林水産課長	佐藤 喜代長
観光商工課長	山本 春司	建設課長	渡辺 敏秀
下水道課長	伊藤 岩男	病院事務局長	船木 道晴
会計管理者	伊藤 敦	学校教育課長	西村 隆
生涯学習課長	鎌田 和裕	監査事務局長	杉山 武
農委事務局長	高橋 郁雄	企業局管理課長	船木 吉彰
選管事務局長	(総務企画課長併任)		

午前10時01分 開 議

○議長（吉田清孝君） おはようございます。

これより、本日の会議を開きます。

小松穂積君から欠席の届け出があります。

---

○議長（吉田清孝君） 本日の議事は、議事日程第4号をもって進めます。

---

日程第1 議案第102号から第108号まで及び議案第110号から  
第120号までを一括上程

○議長（吉田清孝君） 日程第1、議案第102号から第108号まで及び議案第110号から第120号までを一括して議題といたします。

これより議案に対する質疑に入ります。質疑の通告がありますので、順次発言を許します。14番土井文彦君の発言を許します。14番

○14番（土井文彦君） おはようございます。

そうすれば、議案質疑に入らせていただきますが、指定管理者の指定ということで、所管ではありますが、今後の方向づけとして大事なことなので質問させていただきます。

細かいことについては、委員会の方でやらせていただきますので、よろしくご了承いただきたいと思っております。

それでは、指定管理者制度については、公共施設の管理運営、直営が原則であります。財政難で民間委託による経費削減が必要という発想で、指定管理者に単なる委託をしているように思います。また、民間事業者では、サービスの低下につながるのではという、直営が理想だというご意見もたくさんいただいております。

そこで、男鹿市ではどのような理由で、または考え方で指定管理者の導入を進めているのか。また、指定管理者の選定基準についてお聞かせ願いたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（吉田清孝君） 三浦産業建設部長

【産業建設部長 三浦源蔵君 登壇】

○産業建設部長（三浦源蔵君） そうすれば、私からお答えいたします。

市有建物等を民間経営感覚を導入して、効率のよい施設運営を図るために指定管理者制度を設けておりますが、この選定としては、広報及びホームページ等で公募をして、それから2社あった場合は選定委員会を設けて選定しているものであります。

以上であります。

○議長（吉田清孝君） 再質疑ありませんか。14番

○14番（土井文彦君） ありがとうございます。

そうすればですね、民間のセンスを利用すると。民間の活力を利用するということでありました。そうすれば、直営でやらなければいけない指定管理の部分もあると思うのですが、仮にそれ全部民間でやっていくとして、民間活力を導入するということであればですね、その民間に対して、例えばそこで働く社員さん、従業員さんがいるわけですね。その働く方々のための最低基準というか、給料とかの最低を保障できるようなことを考えて管理を運営させているのか。それがないとサービス低下につながっていくし、人件費削減とか経費削減ということをやっていかなければ、管理運営ってできていかないわけですね。じゃあそこで事故が起きたり、サービス低下が起きたり、今までの方がよかったということになってしまうとうまくないので、その辺が、そういうふうなことが起きないように施策をとられているのか、市長自身がそういうふうな考え方をお持ちで、どういうふうな対策をとっていかなければいけないというお考えがあれば、その辺についてもお聞かせいただきたいと思います。

いずれ指定管理者制度の導入によって、今後、市民がよくて、観光に来る方がよくて、行政がよくて、すべてがいいという形に変わっていかなければ、指定管理者制度というその制度自体が、私は単なる委託業務というふうにとらえてしまうので、指定管理というのはこんなにいいことなんだよと、すべてに対してよくなっていくんだよということを行政側ではやはり発信していかなければ、何だよ、ただの委託じゃんって話になってしまうと思うんですよ。その辺を責任を持って行政側で発信をしていっていただきたいと思うので、その辺に対して、今後どのように発信をしていられるのか、その考えはあるのかをお聞かせいただきたいと思います。よろしく願います。

○議長（吉田清孝君） 渡部市長

【市長 渡部幸男君 登壇】

○市長（渡部幸男君） 指定管理につきましては、お願いしている業務につきまして、ただそのままで市が見ているわけではありません。必ず検証して、今、議員おっしゃられたとおり、皆さんが納得するような内容をぜひ、しかもサービスというのは、これでいいというものではありません。時代にあって、いわゆるその進化するサービス、より満足を得るといようなサービスが必要であります。その中で、いわゆる経費については、どのような経費の見方をするのかということについて、これは何といても現場を知っている方が一番であります。現場の意見を取り入れながら、無理のない委託をしていきたいというふうに考えております。

○議長（吉田清孝君） さらに質疑ありませんか。14番

○14番（土井文彦君） ありがとうございます。今、市長のご答弁で、そこまで考えていらっしゃるということで安心いたしました。

それでですね、契約をするに当たって、書面を交わすと思いますが、その中に組み込む内容ですね、最終的にすべての責任は、私は行政にあると思っているので、その行政が、その責任をちゃんとうたっているのかなというのが、ちょっと書面、私内容わからないので、どういうふうな書面で交わしているのか、そこに対してもちょっとお聞かせいただきたいと思います。

あとは、この契約の内容で最低賃金の保障ということは考えていらっしゃいますかね。そこはうたうところってないんでしょうか。それがないと、やはり安心して指定管理者として運営はできないし、やはりサービス低下ということに結果的にはなってしまうので、その辺についてもお聞かせいただきたいと思います。

あとは、委託契約の仕様書とかの要求水準書などがあると思いますが、あくまでも責任を持っているのは自治体であると、そこをちゃんとうたっていった方が私はいいと思うのですが、その責任自体は自治体にあるという認識は、現在お持ちなのかどうかもお聞かせいただきたいと思います。

その辺についてお願いします。よろしくお願いします。

○議長（吉田清孝君） 三浦産業建設部長

【産業建設部長 三浦源蔵君 登壇】

○産業建設部長（三浦源蔵君） 今、個々の契約書はちょっと持ってきていないのですが、ここでガイドラインがありまして、その業務内容として、市で行う部分と民間、

何と云えばいいですか、指定管理者が行う部分について実施内容等、要件について契約事項の中にありますので、それに基づいてやっておりますが、この何と云えばいいですか、金額等その中身まで書いておりませんので、後でちょっと見ながら報告したいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（吉田清孝君） 暫時休憩いたします。

午前10時10分 休 憩

---

午前10時11分 再 開

○議長（吉田清孝君） 休憩前に引き続いて会議を開きます。

三浦産業建設部長

【産業建設部長 三浦源蔵君 登壇】

○産業建設部長（三浦源蔵君） 最低賃金の件については、規定は公契約の関係で定められておりますので、それに基づいてやっておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（吉田清孝君） 14番土井文彦君の質疑を終結いたします。

次に、5番三浦利通君の発言を許します。5番

○5番（三浦利通君） おはようございます。

私からも3点について、お尋ねをいたしたいと思います。

1点目は、議案第102号の関係ですけれども、現状の体育指導委員をスポーツ推進委員ですか、名称の改正というような意味合いかと思っておりますけれども、先日もスポーツ振興、それから来年度あたり、市長が積極的にスポーツ合宿の面で具体的な大会等の誘致もなされるということですが、そういった面で、ただ今回のこの条例については、法改正に伴う名称の改正ということですが、そういう市が今日指しているこういうスポーツの振興、環境面において、どうこのスポーツ推進委員の役割というのは、位置づけというような、そういうものをどう期待して、どう整備なさろうとしているのか。

もう一つは、現状のスポーツ関係においては、ご案内のように体育協会、施設の管理等、指定管理者として委託をしているわけですけれども、対体協との絡み、さらにはここ二、三年の中で市内においても総合型スポーツクラブの組織化というか育成と

というようなこと、そういったものも積極的になされていますけれども、そういったそれぞれの役割分担というか、どういうものを市として期待したり、とらえているのか、その辺についてお聞かせをください。

それから、2番目は議案第105号の関係ですけれども、男鹿市暴力団排除条例の制定ということで、この暴力団の排除については、別に問題意識も、異議も持っておりませんが、たまたまこの第10条の中に、(1)に、特に「暴力団員及び暴力団と密接な関係を有する者であることを知りながら、その者の露店・屋台、その他のこれらに類する店を出店させないこと。」とあります。具体的な例をちょっと引っ張り出して質問させてもらいますけれども、例えばいろんなイベントで、8月に行われるメロンマラソンなんかについても、まず商工会の関係者、もしくは商工会に入っておらなくても出店をなさって大会を盛り上げてくださっている、そういう業者的な方々がおられるわけですが、この法律条例化なされた場合、それらの対応等どう整理していくべきなのか。メロンマラソンなんかの場合は、実行委員会が主催をします。市もそれなりの補助を出して、教育委員会も共催をする。そういった面では、この条例をもとにして教育委員会等がそれらしき判断をした場合は、排除するというようなことが当然求められるというようなことでの考え方でいいものか、はたまた、多少やわらかい意味で、今までそういう業者の方々が、あのイベント、大会等を盛り上げた等考慮した場合は、最初から排除というようなことでなくして、やっぱりそれに受け入れるという、そういう判断が妥当なものかどうかというので、なかなか難しい、ケースバイケースによると言えればそれまでですけれども、難しい判断が求められるのかなと。その場合、今言ったような実行委員会がきちっと判断をするのか、はたまた、この文面でいくと市が相当の割合で判断をするということが可能になってくるのかというような、そこら辺どういうふうなこの条例をこの後引っ張ってきて、いろんな事柄に当てはめた場合、判断していくのかなというような部分ちょっと気になったものですからお聞かせください。

それから、3番目は議案第107号、108号で、たまたまさっき土井さんからありましたけれども、うちの方の所管ではありますけれども、基本的な部分でちょっとお尋ねをしますが、この2案については更新というような中身ですが、現状、観光案内所はここにあるように観光協会、五風は温泉組合、それからふっと観光案内所は

地域振興公社に、それぞれ指定管理がなされていると思います。違ったっけか。観光協会だっけか、ごめんごめん。それで、同じような目的、性格を持ったそれぞれの施設で、本来やっぱり指定管理者制度の目的、ねらいからすれば、きちっと一本化というか一元化した中で、やっぱり効率のよい、しかもそれなりのサービスを保持していきながら、やっぱり活動してもらおうと、そういうふうにあるべきが指定管理者のこの部分ではないかなというような気がしておりますけれども、どうも我々ある面では一部のとらえ方かもしれませんけれども、同じような活動をそれぞれがなされている。言い方ちょっとあれですけども、ばらばらでやっている部分もなきにしもあらずと。これではやっぱり具合の悪い部分でないかなというような、例えば地場製品の販売とか、そういった面でも、五風でも最近一生懸命やっています。他の施設でもやっていると。これなんかというのは、そろそろこういう機会にきちっとした整理をする、一元化をした中でやっぱり効率化を図っていくべきが、ベターでないかなっていう気がしますけれども、この辺のこういう更新の審査というか委員会でなされてここまで来たかと思っておりますけれども、どういう判断、整理をもって決めたのかなと、ちょっとお聞かせください。

以上です。

○議長（吉田清孝君） 杉本教育長

【教育長 杉本俊比古君 登壇】

○教育長（杉本俊比古君） おはようございます。

体育指導委員、法改正になってスポーツ推進委員になるわけですがけれども、そのことについてのご質問にお答えしたいと思います。

スポーツ推進委員の解説の中には、昭和32年の文部次官通達によって発足したということで、その役割としては、非常勤公務員という誇りと使命のもとに、ほぼボランティアといえる活動を通して地域のスポーツ振興に寄与するというような役目を持っているというふうに説明をされております。そしてまた、平成23年、きょうの議案にかかわることですがけれども、この体育指導委員がスポーツ推進委員に改正になったということで、あわせてその役割として、市町村のスポーツの振興に関する連絡調整だとか実技の指導だとか、あるいはその他指導・助言というような役目を持つことというふうに規定をされてございます。

そして、体協との連携という、市の体育協会との連携、あるいは総合型スポーツクラブとの関係というご質問でございました。

スポーツ推進委員につきましては、これが全国的な制度ということもございまして、全国や東北単位、あるいは県や南秋地区単位のいろんな研修だとか交流だとか、そういったような活動も行っておりまして、そこから得る情報といった、あるいは人的なネットワークといったようなことが本市のスポーツ振興に大いに貢献することになるんであろうというふうに思います。

体育協会との連携につきましては、さまざまな市の体協が実施する、あるいはかかわるそういう体育事業についても、いろいろ協力関係、下支えしたり、そういったようなことも含めて連携関係を築いていく中で事業が遂行されているというふうに認識をしております。

総合スポーツクラブとの関係でございますけれども、ご承知のように、このスポーツ推進委員の方々が総合型スポーツクラブの方々と、かなりかぶる部分もございます。そういう中で、それこそ市民の健康増進、あるいはスポーツ振興にかかわる、そういうその事業のやり方だとか、あるいは今後の方向性だとか、そういったようなことについて、私どもも、もちろん一体となって議論をし、また、事業を推進していくというふうな関係であろうかというふうに思っております。

○議長（吉田清孝君） 加藤市民福祉部長

【市民福祉部長 加藤謙一君 登壇】

○市民福祉部長（加藤謙一君） 議案第105号の暴力団排除条例の関係の各種イベントにおける具体的対応についてでございます。

議員の方からはメロンマラソンの案件について触れておりましたけれども、今後、市で開催するイベント、それから実行委員会等で開催するイベント、ともにでございますけれども、この具体的な対応については、出店する関係業者については、事前に申請書の提出を求めると。それに基づいて警察関係の方へ照会をさせていただきます。その照会後に関係者であるか否かについて確認を取って、誓約書を含めてですね、それで判断をさせてもらおうと。その際に関係者であるということの照会の後に確認を取った場合は、それについて条例に基づいて排除をすると、こういう具体的手順で行いたいというふうにして考えています。

ちなみに、警察関係の方からの情報でございますけれども、基本的に各種イベントに街商協会の加入者が出店をしてございます。その街商協会の加入者については、警察の方の把握ですと、暴力団、あるいはその関係者の方々は、現在のところおらないと、こういう情報を承っております。

以上でございます。

○議長（吉田清孝君） 三浦産業建設部長

【産業建設部長 三浦源蔵君 登壇】

○産業建設部長（三浦源蔵君） 私からは指定管理者についてお答えします。

今回の男鹿市勤労青少年ホーム、それから総合観光案内所、それから男鹿温泉交流会館五風については、10月に公募しております。それで10月3日から31日までの間に公募しておりますが、そのうちに10月12日に説明会を開いております。その中で男鹿市勤労青少年ホームについては2社からの申請、それから観光案内所には観光協会1社のみ、それから五風については男鹿温泉協同組合の1社のみという申請でございました。それに基づきまして、男鹿市のこの選定委員会で審査した結果、今回の勤労青少年ホームについては東北ビルサービス等々に決定しております。

それから、昨年度のふっと観光案内所につきましては、これも公募した結果、観光協会が1社のみということで、その中で選定委員会の方で審査した結果、観光協会に決定しておりますので、そういうふうにして決定しております。

以上であります。

○議長（吉田清孝君） 再質疑ありませんか。5番

○5番（三浦利通君） 1点目の102号の関係ですけれども、先ほどちょっと関連して触れたように、この後、スポーツ合宿等のスポーツ振興をしていく場合、市長、一番の課題は現状、指導者とか、その競技にかかわる審判的な立場の人、役員も含めて、それからボランティアとか、その辺が相当やっぱり何大会によっても難儀している状況が明確になってきたのかなと。スポーツ合宿等の受け入れはよしとしても、そうすれば、そういう課題についても、やっぱり今まで以上に、さらに整備を解決を図っていかなければ、なかなか市長が先頭に立って、来年度、ビーチバレーとか例えばサイクリングとかというような誘致をすると。なかなか難しい面も、なきにしもあらずなのかなと。具体的にしゃべれば、例えばサイクリングだって体育協会に単位協会が

あるわけでもないし、じゃあコースをどうするのか、今言ったような部分もどうするのかというようなこと等が出てくるのではないかなという気がしています。

それからもう一つは、例えば学校現場においては、皆さんご案内のようにスポーツ少年団の指導者が、かつては先生方が頑張っていた部分が、それがやられていないとか、できない状況の中で、父兄とか民間からお願いをしてやっている。相当難儀をしながらやっているという状況も明確になってきました。子供のスポーツ振興についても、市長は機会あるたびに一生懸命力説しておりますけれども、そういった課題等も、やっぱり頑張ってやっぱり整備をしていかなければ、市長が言うような実績が果たして早い時期に出てくるのかという、そうでもないことも多分にあるのではないかなという気がしておりますので、やっぱりそういう部分はこの後、一生懸命やっぱり整備をしていくと。

現状は、かつてスポーツ振興課があったものが、先日議論あったような行革等の考え方の反映で、今、生涯学習課というようなことになっております。この部分だって、これでいいのかとなれば、もしかすればそうでもない部分があるんでないかと。いろんなスポーツ大会、イベントをやることによって、それにかかわる担当課、担当職員というのは、言葉悪いけども振り回されてしまう状況もなきしにもあらずというような、こういう部分も出てきているので、いかにしてそういう部分にかかわる市民とか人を育成していくかというのが、この後やっぱり求められてくるんでないかなという気がしますので、その辺の対応について、ちょっと積極的なご答弁お聞かせください。

あと、2点目については、わかりましたけれども、ただ言いたいことは、あまり規制ばかりしていて、肝心のイベントの効果とかそういう目的が、ちょっと薄くなったり低下したりって、これでは具合悪いんでないかなという気がします。そうでなくて、やっぱり多少はやわらかくした中で対応する、そして今言ったような目的を、いかにやっぱり図っていくかということが、やっぱり主眼になってくるようなこういう条例のやっぱり対応等、特に11条なんかもあるわけですから、そういうふうな、ケースバイケースによると思いますけれども、対応してもらえればいいのかという気がします。ご答弁いりません。

3番目について、部長、今の答弁、そのとおりの答弁、状況だと思います。ただし、公募しても応募してくる業者等が1社しかなかった。ある面では、魅力のない、相手

方にすれば、なかなかそれに応募したって、たいしてあれだというようなことが、おむねの評価の結果になっている部分がないにしてもあらずでないかと。そうすれば、というよりも、そうでなくて、日常の市がかかわる指導育成の中で、どんどんやっぱりこういう部分に参入する業者がふえてくるぐらいのやっぱりよ、ことでなければ、他の指定管理者制度もそうですけれども、指定管理者制度そのもののやっぱり目的とするねらっている効果というのは出てこないんでないかなと、そういう気がしますので、この後まずそういった部分で日常の指導というかチェックというものも、今も十分にやっているかと思えます。さらにやっぱりやっていくべきが筋なんでないかなという気がしますので、その辺の配慮をまたこの後持ちながら対応してもらえればと。あと細部については委員会でやらせてもらいますけども。

そうすれば1点目だけ、議長お願いします。

○議長（吉田清孝君） 渡部市長

【市長 渡部幸男君 登壇】

○市長（渡部幸男君） スポーツ合宿とスポーツ大会でございますが、スポーツ合宿については一般質問の答弁でもお答えしておりますが、これを進めていくためには、やはり施設を充実していくことが必要だということは認識いたしております。

スポーツ大会のいわゆるスタッフ、あるいは審判の方々、いわゆるその、どういふふうにしてこれからやっていくかということでございますが、基本的にはやはり主催者団体との話し合いの中で、市ができる部分というのを十分話し合った上で、市ができる範囲は協力させていただくということになると思えます。

ビーチバレーは、これ、具体的にはバレーボール協会でございますけれども、これは男鹿市というよりも秋田、例えばビーチバレーで申し上げますと、秋田県のバレーボール協会、サイクリングも秋田県ということで、男鹿市以外の方々にもおいでいただいで参加いただかなければ、全県的な、あるいは東北大会のような大会というのは、男鹿市だけのスタッフでは非常に難しいことがございます。

スポーツ少年団につきましてははですね、私が今いわゆる子供たちの、いわゆる教育の面での体育ということになりますと、私は学校でやります一番基本的なこと、具体的に申し上げますと、走り方、あるいは水泳、これからはいわゆる筋力運動ということで、鉄棒とかマット運動とか、そういうことを専門家に子供たちに指導してもらうことに

よって、子供たちの基本ができるという、指導者が非常に大切だということを感じております。

また、スポーツ少年団につきましても、先ほど申しましたスポーツ合宿、あるいはスポーツ大会を男鹿でやったときに、ぜひその子供たちに、その生でそういう合宿なり大会の試合ぶりを見ることによって、また子供たちが刺激を受けるのではないかと。

スポ少の指導者については、男鹿市の方で今、具体的な動きは実際なかなかできない。ただ、私が思っておりますことは、スポーツ合宿、あるいは大会で、男鹿市全体でいろんなスポーツ関係の動きがある中で刺激を受けて、指導をするという人たちが出てきてくれるのではないかと、いわゆる単純にスポーツ少年団の指導者ということをして市の方で具体的な動きはできませんが、その環境整備といいますか、スポーツ合宿とか大会とかというのが、そういう子供たちにも指導するという人が出てくることを市としては期待しているものであります。

○議長（吉田清孝君） さらに質疑ありませんか。5番

○5番（三浦利通君） 市長、ちょっととらえ方っていうか考え方の相違になるかもしれませんが、今のスポーツ振興の面で。スポーツ合宿、ここ一、二年積極的に取り組むと。ただし、先ほど言われたように施設の充実、それも当然伴って必要、求められてくるでしょうが、やっぱり先日もありました一過性のものでなく、将来的にその部分が男鹿市のスポーツ振興だけでなく、子供らはもちろんですが、市民に今言ったような、いい影響をもたらすと、いろんな面で。健康、体の面でも、精神的な面でも。そうだとした場合、一過性でないような施策展開というのは将来求める場合、あれもこれもってというのは、ちょっと無理があるのでないかと。私からすれば、むしろ今まで現状の男鹿市になじみの深い種目、施設がそれなりに整っている種目に絞った中で展開していくべきがベターでないかなというような、そうしないと何回かの大会はよかったけれども、その後、先ほど触れたように指導者もおらない、かかわる人が、いやいやシーズン、そればかりのスポーツ合宿でないから、イベントもあるし大変だというようなことで、どっちつかず的なやっぱり状況が、もしかすれば近い将来発生するんでないかなというような気がしますので、そういった部分では本当に市長が先頭になってスポーツ合宿、あるいはスポーツ大会を進める上では、何の種目が男鹿市にとってベターなのか、ベストなのかというものを、きちんとやっぱり整理をして

いった方が効果が上がるんでないかなという気がします。大会、先ほど触れたように県の関係者、役員の人方を呼んできてやることは、それはそれで何年かは今言ったようにいいでしょうが、市民サイドがそういう立場の人が、かかわる人がおらないとすれば、もう完全に一過性に終わるといふ、これ結論、明確なんでないのかなという気がしますけども、まず今の市長のそういう積極性は評価できても、具体的にになると、もうちょっとやっぱり課題は整理しなければいけない部分があるんでないかなという気がしますけども、もう一回市長、いかがでしょうか。

○議長（吉田清孝君） 渡部市長

【市長 渡部幸男君 登壇】

○市長（渡部幸男君） スポーツ合宿とスポーツ大会でございますけれども、まず大会については男鹿市が主催するやつは、これは一過性でなく続けてできると。ただ、スポーツ大会でも、いわゆる持ち回りについては、これはどうしても順番でありますから続けてはできません。ただ、スポーツ合宿については、1回来てくれて、非常にこの男鹿の地がその合宿に向いている、あるいは人の、いわゆるおもてなしがとてもよかったとか、そういういい面を評価していただければ、これは連続して来ていただける。また同時に、いわゆる強いチームが来てくれた場合は、その練習相手としてまたほかのチームも来てくれるということで、基本的には、やはり男鹿市に何か関係ある方々のルートを通じて合宿をお願いするわけにありますから、言われるまでもなく、ある程度競技は絞られてまいります。その絞られる中を、それを広げながらふやしていくと。そういう中で、また我々としては大会、あるいは合宿のノウハウも男鹿市の中で積んでいけるということにつなげていきたいと思っております。

具体的に申しますと、例えば男鹿市に縁があるというラグビー、あるいは今回、12月の26・27・28日に予定をしておりますバスケットとか、何か男鹿市に関係ある方がやっておられるのを、そこを軸に広げていくというのは、おっしゃるとおり一過性でなくするための大変大きなポイントで、まずは来ていただいた方に満足していただけるというのが何ととってもスタートであります。その上で広げていくという流れを、ぜひつくってまいりたいと思っております。

○議長（吉田清孝君） 5番三浦利通君の質疑を終結いたします。

以上で通告による質疑は終了いたしました。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(吉田清孝君) 質疑なしと認めます。よって質疑を終結いたします。

次に、議案第102号から第108号までについては、ご配付いたしております議案付託一覧表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時40分 休 憩

---

午前10時41分 再 開

○議長(吉田清孝君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

### 日程第2 議案第109号を上程

○議長(吉田清孝君) 日程第2、議案第109号男鹿市土地開発公社の解散についてを議題といたします。

これより議案に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(吉田清孝君) 質疑なしと認めます。よって質疑を終結いたします。

次に、議案第109号については、ご配付いたしております議案付託一覧表のとおり、総務委員会に付託いたします。

---

### 日程第3 予算特別委員会付託

○議長(吉田清孝君) 日程第3、予算特別委員会への付託を議題といたします。

お諮りいたします。議案第110号から第120号までについては、予算特別委員会へ付託することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(吉田清孝君) ご異議なしと認めます。よって議案第110号から第120号までは、予算特別委員会へ付託することに決しました。

---

○議長(吉田清孝君) 以上で、本日の議事は終了いたしました。

---

休会の件

○議長（吉田清孝君） お諮りいたします。明日13日から19日までは議事の都合により休会としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） ご異議なしと認めます。よって、明日13日から19日までは議事の都合により休会とし、12月20日、午後2時より本会議を再開し、各委員長の報告を求めることにいたします。

本日は、これにて散会いたします。

どうも御苦労さまでした。

---

午前10時43分 散 会

## 議案付託表

### 総務委員会

- 議案第104号 男鹿市単独運行バス条例の一部を改正する条例について
- 議案第109号 男鹿市土地開発公社の解散について

### 教育厚生委員会

- 議案第102号 男鹿市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第103号 男鹿市敬老祝金等支給条例の一部を改正する条例について
- 議案第105号 男鹿市暴力団排除条例の制定について

### 産業建設委員会

- 議案第106号 男鹿市勤労青少年ホームの指定管理者の指定について
- 議案第107号 男鹿総合観光案内所の指定管理者の指定について
- 議案第108号 男鹿温泉交流会館五風の指定管理者の指定について

### 予算特別委員会

- 議案第110号 平成23年度男鹿市一般会計補正予算（第6号）について
- 議案第111号 平成23年度男鹿市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 議案第112号 平成23年度男鹿市診療所特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第113号 平成23年度男鹿市介護保険特別会計補正予算（第3号）について
- 議案第114号 平成23年度男鹿市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第115号 平成23年度男鹿市下水道事業特別会計補正予算（第3号）について

議案第 1 1 6 号 平成 2 3 年度男鹿市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）  
について

議案第 1 1 7 号 平成 2 3 年度男鹿市漁業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）  
について

議案第 1 1 8 号 平成 2 3 年度男鹿みなと市民病院事業会計補正予算（第 1 号）につ  
いて

議案第 1 1 9 号 平成 2 3 年度男鹿市上水道事業会計補正予算（第 1 号）について

議案第 1 2 0 号 平成 2 3 年度男鹿市ガス事業会計補正予算（第 1 号）について